

鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格の高止まりに直接的な影響を受ける一般廃棄物収集運搬事業者に対する支援を行うことで、継続的な一般廃棄物の処理体制を確保するため、予算の範囲内において、鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、一般廃棄物収集運搬事業者とは、市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項の許可を受けている者をいう。ただし、収集を行うことができる区域に鹿屋市内を含まない者を除くものとする。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する一般廃棄物収集運搬事業者とする。

- (1) 交付申請時点において、法第7条第1項の許可を受けていること。
- (2) 市税（市外に住民登録がある個人事業主にあつては、当該市区町村における市区町村税）の滞納がないこと。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とした組織又は団体でないこと。
- (4) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、鹿屋市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する取扱要綱（平成26年鹿屋市告示第39号）により届出をした車両の数に、それぞれ同表の右欄に掲げる額を乗じて得た額とする

区 分	金 額
軽自動車を除くごみ収集車及びし尿汲み取り車等	10,000円
軽自動車	2,000円

(支援金の交付申請)

第5条 交付対象事業者は、支援金の交付を受けようとする者は、令和7年3月20日までに、鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金交付申請に係る交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 車両一覧表（別記第2号様式）

(2) 車両一覧表に記載した車両全ての車検証の写し

(3) 鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金誓約書（別記第3号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めたときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金交付決定及び交付確定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、支援金を交付しないことが適当であると認めたときは、鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金不交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知する。

(交付決定の取消し又は支援金の返還)

第7条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の決定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(1) 第3条の規定に反するとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により第6条第1項の決定を取り消したときは、鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金交付決定取消通知書（別記第6号様式）により交付決定者に対し通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 3 第 7 条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

㊞

鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書

鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金の交付を受けたいので、鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請及び請求します。

記

1 交付申請額

円

2 申請車両数

(1) 軽自動車を除く ごみ収集車及びし尿汲み取り車等 台×10,000 円＝ 円

(2) 軽自動車 台× 2,000 円＝ 円

3 振込口座

金融機関名		支店等名	
種 別	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

4 添付書類

- (1) 車両一覧表（別記第2号様式）
- (2) 車両一覧表に記載した車両全ての車検証の写し
- (3) 鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金交付申請に誓約書（別記第3号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

車両一覽表

[illegible]

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名 ⑩
(署名又は記名押印)

鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金交付申請に係る誓約書

当社（私）は、鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金の交付申請に関して、次のとおり誓約します。

- 1 鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金（以下「支援金」という。）の交付要件を満たしています。
- 2 鹿屋市から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 3 支援金は、口座振替により受領します。
- 4 支援金に関する審査の範囲内において、鹿屋市における当社（私）の税情報について鹿屋市が照会又は調査することに同意します。
- 5 次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入等契約を締結している者（事業者を含む。）
 - (5) 暴力団（員）に経済上に利益又は便宜を供与している者
 - (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）
- 6 鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金交付要綱に違反し、若しくは偽りその他不正の手段により支援金を受けたことが判明した場合は、既に交付した支援金の全部又は一部の返還に異議なく応じます。

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金交付決定及び
交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金については、鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

第 5 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金について、下記のとおり交付しないことに決定しましたので、鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

不交付の理由

第 6 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長

鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金交付決定
取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定及び交付確定した鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金について、下記のとおり鹿屋市一般廃棄物収集運搬事業者原油価格高騰対策事業支援金交付要綱第 6 条第 1 項の決定を取り消したので、同要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 取消年月日

2 取消しの理由

3 取り消した交付決定及び交付確定額

交付決定及び交付確定額 円

既交付額 円